

(あかさか7ちょうめ2ばん)

# NO. 266 赤坂七丁目2番地区(組合施行)

## 1 計画の概要

計画地	東京都港区赤坂七丁目地内		
計画の概要	本事業は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、安全で快適な歩行者ネットワークや地区周辺とつながる緑のネットワークを形成し、緑豊かな魅力ある複合市街地を形成するものである。		
地区面積	約1.2ha	構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
階数	地上46階、地下1階	高さ	約157m

## 2 都市計画の内容

名称	赤坂七丁目2番地区第一種市街地再開発事業		施行区域面積	約1.2ha		
公共施設の 配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	面積	備考
		区画道路1号	7.0~8.4m	約110m		拡幅
		区画道路2号	6.0~7.1m	約105m		一部拡幅
		区画道路3号	4.0~4.8m	約150m		一部拡幅
	区画道路4号	0.0~1.0m [全幅13m]	約55m		一部拡幅	
緑地	緑地			約580㎡	新設	
建築物の整備	街区	建蔽率	容積率	建築物の 高さの限度	壁面の 位置の限度	主要用途
		60%	700%	高層部:160m 中層部:30m	3m	住宅、事務所、店舗
		建築面積	延べ面積(容積対象)		住宅建設の目標	
		約5,220㎡	約92,000㎡ (約60,970㎡)		-	
	街区	建蔽率	容積率	建築物の 高さの限度	壁面の 位置の限度	主要用途
	建築面積	延べ面積(容積対象)		住宅建設の目標		
建築敷地の 整備	建築敷地面積	整備計画			備考	
	約8,710㎡	・広場、歩行者通路、歩道状空地を整備する。 ・区画道路の道路境界から壁面を後退させる。 ・建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。 1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける階段、スロープ、エスカレーター、エレベーター等及びこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの 2) 歩行者の安全性及び快適性を確保するために設けるひさし、屋根、その他これらに類するもの			-	
	建築敷地面積					
都市計画決定	令和2年12月17日港区告示第347号					

### 3 高度利用地区

地区名	面積	容積率の 最高限度	建蔽率の 最高限度	容積率の 最低限度	建築面積の 最低限度	壁面の位置 の限度
赤坂七丁目2番 地区	約1.2ha	700%	40%	200%	200m <sup>2</sup>	3m
都市計画決定	令和2年12月17日 港区告示第346号(変更)					

### 4 事業計画の概要

敷地面積	約8,710m <sup>2</sup>	建蔽率	約60%
延べ面積	約87,839m <sup>2</sup>	容積率	約700%
用途	住宅、事務所、店舗	住宅戸数	643戸
		駐車場	296台
事業認可	令和4年6月24日 東京都告示第971号 令和5年11月10日 東京都告示第1169号(変更)	総事業費	約679億円

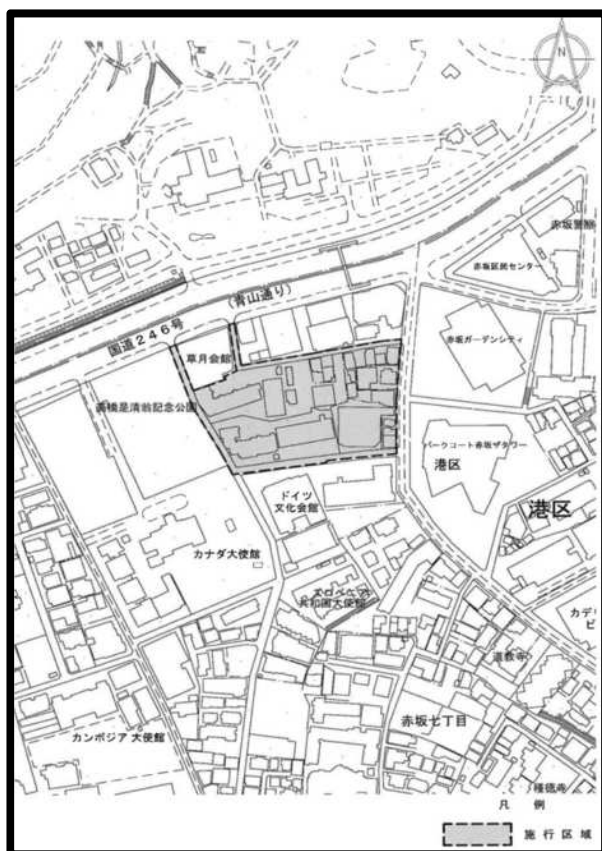
### 5 経緯

年月日	内 容
平成22年9月15日	「赤坂七丁目2番地区街づくり協議会」設立
平成24年3月30日	「赤坂七丁目2番地区再開発準備組合」設立
令和2年12月17日	「赤坂七丁目2番地区第一種市街地再開発事業」都市計画決定
令和4年6月24日	「赤坂七丁目2番地区市街地再開発組合」設立認可(事業計画認可)
令和5年11月10日	事業計画変更認可
令和6年2月14日	権利変換計画認可
令和6年2月28日	権利変換期日

## 6 位置図



## 7 区域図



## 8 完成予想図

